社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会 広告掲載要綱 取扱い基準

第5条 広告の掲載位置は、各号最終面下部となっており、紙面の都合により、2色刷りもしくはカラー刷りの変更 がある場合は、事前に広告主に通達の上、変更する。2色刷りとカラー刷りは同価格とする。

第6条 広告を募集する区画は、ホームページでは最大10区画、広報紙では最大6区画とし、1広告主につき1区画までとする。

※別紙 基準日一覧表 参照

第7・9条 掲載基準日が休業日となり、前営業日に振り替えとなる場合は、振り替えとなった掲載基準日の前日を 納入期限とする。その日が休業日である場合は、その前営業日を納入期限とする。

(例)掲載基準日 令和3年1月1日(金・祝)=休業日 の場合

掲載基準日を前営業日である 令和2年12月28日(月) に振り替える。

振替掲載基準日 令和2年12月28日(月) の前日は 令和2年12月27日(日) であるが、 日曜日となるため、納入期限をその前営業日の 令和2年12月25日(金)に振り替える。

掲載基準日は、掲載開始日であり、掲載終了日でもあるので、

上記のように振り替えた場合、広告掲載開始日だけでなく、その前クールの広告掲載終了日も振り替えられる ので、事前に広告主と掲載期間の調整を詳細に行う必要がある。

※別紙 基準表 参照